

生命保険業界のカーボンニュートラル行動計画

一般社団法人生命保険協会および生命保険会社（以下、「生命保険会社等」）は、地球環境保護にむけた取組みを推進する目的から、「生命保険業界の環境問題における行動指針」を策定した。

気候変動問題への対応をさらに推進するため、「生命保険業界のカーボンニュートラル行動計画」を定め、地球環境保護にむけ自主的かつ積極的に取り組み、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りに貢献するよう努める。

1. 環境問題に対する認識

生命保険業は、業務の特性上、電力・紙を中心にエネルギー・資源を消費する事業であることから、環境に配慮した事業活動を通じて、環境負荷の低減に努めるとともに、政府における2050年カーボンニュートラル目標を踏まえ、さまざまなステークホルダーとの連携を図り、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

2. 具体的な実行計画

(1) 事業活動における環境負荷低減

事業活動における省エネルギー・省資源・資源のリサイクルを推進し、環境負荷の低減にむけて、以下の取組みを行う。

- ・電力については、省エネ設備の導入・運用改善、節電運動等を通じて消費量削減に努めるほか、グリーン電力の購入に努める。
- ・その他エネルギーについても使用量削減に努める。
- ・紙資源については、ペーパーレス化の推進等により、その使用量の削減に努める。
- ・紙および事務消耗品のグリーン購入に努める。
- ・廃棄物の分別回収の徹底に努める。
- ・紙およびその他資源の再利用につながる取組みに努める。

(2) 資産運用を通じた環境負荷低減

ESG投融資を通じて、環境問題を含む社会的課題の解決への貢献に努める。

(3) 環境啓発活動の推進

環境保護に関する役職員に対する社内教育に取り組み、環境問題に対する意識の向上に努めることとし、生命保険協会としても会員各社における環境問題への意識向上に努める。

また、環境問題への取組みを広く社会に対して情報発信し、顧客・取引先等の環境問題への意識向上にも努める。

(4) 社会貢献活動の推進

生命保険会社等は、環境保全に関する社会貢献活動に取り組むとともに、地域社会および他団体等が実施する活動にも参加し、役職員がこれらの活動に参加できるよう、組織的な支援に努める。

(5) 環境関連法規の遵守

国および地方公共団体の定める環境保全に関する関連法規・ルールを遵守する。

(6) 持続的な環境取組の推進

「生命保険業界の環境問題における行動指針」および「生命保険業界のカーボンニュートラル行動計画」の取組状況を毎年検証し、必要な見直しを行うことにより、継続的な環境改善に努める。

以上

令和3年9月1日制定

(一社) 生命保険協会